

平成 29 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者入試 C 日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 4 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 解答用紙は、3 枚配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

次の事実を読んで、下記設問に解答しなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること。

[事実]

Yは、自動車を運転中、X（3歳）をひいて左大腿骨骨折および左下腿挫傷・擦過創の重傷を負わせてしまった（以下、「本件事故」という。）。

本件事故現場付近は、幅員が僅か 4.15メートルで歩車道の区別がなく自動車の交通量の少ない人家や児童公園が並ぶ曲折のある市街地道路であり、Yの進路前方左側には車幅約 2メートルの普通貨物自動車が駐車していて同方向の視界を遮断していた。また、そのすぐ左前方には児童公園があつて、そこから子供等が出て来ることは充分予測されるものだった。このような状況下で Y は、駐車中の前記普通貨物自動車の右側を通過するに際し、特に減速、徐行することもなく、前方に対しても十分な注意を払うこともなく、漫然と車を時速約 30 キロメートルで進行させていた。そのため駐車中の自動車の前方の児童公園の方から自分の運転する車の進路直近に出てきた X に気付かず、本件事故をおこしてしまった。

ところで、Xの父母は、常日頃Xに対し道路を横断するとき注意するように言っていたものの、本件事故当日Xを、小学生の兄（8歳）と二人だけで自宅から約 150メートルも離れた児童公園へ遊びに行かせていた。そして児童公園で小学生の兄が目を離したすきにXが道路に飛び出して本件事故にあつたものである。

[設問]

Xは、Yに対してどのような根拠でどのような請求をすることができるか、予想されるYからの反論をふまえつつ論じなさい。なお、自賠法は考慮しなくてよい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

当事者能力と当事者適格の関係を説明しなさい。

〔問 2〕

交通事故の被害者が加害者を被告として、治療費 50 万円・逸失利益 300 万円・慰謝料 150 万円の合計 500 万円の損害賠償を求める訴えを提起した。審理の結果、裁判所は、治療費 50 万円・逸失利益 350 万円・慰謝料 100 万円との心証を得た。裁判所は、その心証に従った判決をすることは許容されるか。論拠を挙げて説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】

次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕下記の（1）及び（2）に簡潔に解答しなさい。

（1）A株式会社は、B株式会社の発行済株式総数の30%を保有しており、B社はA社の発行済株式総数の10%を保有している。A社B社ともに種類株式発行会社ではない。このとき、①A社はB社の株主総会において議決権を行使できるか、また②B社はA社の株主総会において議決権を行使できるか、会社法の根拠条文を示しつつ簡潔に解答しなさい。

（2）A株式会社の監査役は、A社の支配人を兼ねることができるか。なぜか。会社法の根拠条文とともに簡潔に解答しなさい。

〔問2〕

公開会社であるP株式会社（監査役設置会社である）は、その代表取締役Qに対して、会社法所定の手続きを踏んで、P社の所有する甲土地を賃貸していた。平成28年8月31日をもって、当該賃貸借契約が合意解除された。しかし、Qは甲土地をP社に返還せず、占有を継続している。平成26年1月以降引き続きP社株式を有する株主Rは、株主代表訴訟により、Qに対して甲土地をP社に明け渡すよう求めることができるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

過失相殺における「過失」や被害者「側」の過失という基本論点の理解を問うことにより既修者として必要とされる基礎知識と条文解釈の能力を有するかどうかを試すものである。

問題 2

[問 1]

訴訟要件としての当事者能力と当事者適格についての理解を問う問題である。

[問 2]

損害賠償請求訴訟の訴訟物と民訴法 246 条（判決事項）についての理解を問う問題である。

問題 3

[問 1]

会社法の諸規定（その趣旨も含む）の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

株主代表訴訟により追及できる責任の範囲に関する問題である。最判平成 21 年 3 月 10 日民集 63 卷 3 号 361 頁を踏まえた検討が期待される。